

令和8年7月15日

被保険者の皆様へ

石川県後期高齢者医療広域連合

「資格確認書」及び「資格情報のお知らせ」の送付について(ご案内)

現在お持ちの資格確認書(水色)の有効期限は、令和8年7月31日です。

8月1日以降は、同封しましたリーフレットに記載のとおり、マイナ保険証のご利用状況によりお届けする書類が異なりますので、次のとおり受診してください。

◎ 「資格確認書」(だいたい色)が届いた方

「マイナ保険証」または新しい「資格確認書」で受診いただけます。

※ 85歳以上の方全員(マイナ保険証の有無に関わらず)及び

84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない方にお届けしています。

※有効期限は、令和9年7月31日までです。

◎ 「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)が届いた方

引き続き「マイナ保険証」での受診をお願いいたします。

※ 84歳以下でマイナ保険証をお持ちの方にお届けしています。

※有効期限は、令和9年7月31日までです。

※資格情報のお知らせのみでは受診できませんが、カードリーダーの不具合など、医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合にマイナ保険証と一緒にご提示いただくことで受診できます。大切に保管してください。

＜今回お届けするもの＞ ※この添書を除く

- 1 資格確認書(だいたい色) または 資格情報のお知らせ
- 2 後期高齢者医療制度のご案内(冊子)
- 3 後期高齢者医療制度の加入者の皆様へ(リーフレットA3)
- 4 後期高齢者医療制度に関するお知らせ(リーフレットA3)

※ 現在お持ちの水色の資格確認書は、8月1日以降は使用できません。裁断するなど、ご自身で破棄してください。

(裏面記載あり)

【資格確認書及び資格情報のお知らせにかかる注意事項】

- 1 資格確認書及び資格情報のお知らせには、医療機関等を受診した場合の自己負担割合が記載されています。前年(令和7年)の所得等の状況により自己負担割合が変更になっている場合がありますのでご注意ください。詳しくは、同封の冊子をご覧ください。
- 2 有効期限内であっても、世帯構成の変更や所得更正等により自己負担割合等が変更になった場合は、新しい資格確認書または資格情報のお知らせが交付されます。変更前の資格確認書または資格情報のお知らせは使用できなくなりますので、お住まいの市町の後期高齢者医療制度担当窓口へすみやかに返還してください。
- 3 新しい資格確認書は、令和8年6月25日現在の被保険者情報に基づき作成しています。6月26日以降、資格確認書の記載内容に変更が生じた場合は、お住まいの市町の後期高齢者医療制度担当窓口までご連絡ください。なお、住所変更の際は、ご自身で資格確認書裏面の住所欄を訂正してください。
- 4 限度区分、長期入院該当日や特定疾病区分などの記載事項は、資格確認書に併記することができます。マイナ保険証の方も含め、一斉交付以降に該当した方は、申請が必要です。お住まいの市町の窓口にて申請してください。
- 5 要配慮者などの理由につきマイナ保険証での受診が困難な場合は、お住まいの市町に申請することで、以降継続して資格確認書の交付を受けることができます。
- 6 資格情報のお知らせは、マイナ保険証と一緒に医療機関等にご提示いただくことで、マイナ保険証が何らかの理由でご使用できない場合にも受診できます。ただし、資格情報のお知らせ単体では受診いただけません。
- 7 紛失等により、資格確認書または資格情報のお知らせを再発行する場合は、お住まいの市町の後期高齢者医療制度担当窓口にお問い合わせください。

【資格確認書及び資格情報のお知らせについてのお問い合わせ先】

◎各市町のお問い合わせ先については、同封の冊子裏面をご覧ください。

◎石川県後期高齢者医療広域連合

〒920-0968 石川県金沢市幸町12番1号(石川県幸町庁舎5階)

電話 (076)223-0140

H P (U R L) <http://www.ishikawa-kouiki.jp>